

**令和7（2025）年度とちぎの仕事魅力発信デジタルマーケティング業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 事業の趣旨・目的**

マーケティング発想によるデジタルプロモーションを実施し、ターゲットである県内大学生等に向け、ウェブ広告等の配信により栃木県にも首都圏と同様の仕事や首都圏ではできない仕事があることを伝え、県内就職・インターンシップに関する情報を効果的かつ効率的に届け、栃木県を就職先の現実的な選択肢として意識付けることで、地元への定着を促進する。

**2 業務概要**

(1) 業務名

令和7（2025）年度とちぎの仕事魅力発信デジタルマーケティング業務

(2) 業務内容

別紙「令和7（2025）年度とちぎの仕事魅力発信デジタルマーケティング業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8（2026）年3月13日まで

(4) 委託料上限額

12,180,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問い合わせ先

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県 総合政策部 総合政策課 政策調整・地方分権担当

TEL：028-623-2209 FAX：028-623-2216

E-mail：sogo-seisaku@pref.tochigi.lg.jp

**3 参加資格**

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、業種区分の大分類「N 通信、情報処理」若しくは大分類「O 企画、広告、イベント」のうち小分類「3 広告」又は大分類「P その他のサービス」のうち小分類「5 検査、分析」の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項

若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

#### 4 プロポーザル実施の手続

##### (1) 実施スケジュール

公募開始	令和7（2025）年 7月23日（水）
質問書の提出期限	7月29日（火）15時必着
質問書への回答	7月31日（木）
参加表明書の提出期限	8月4日（月）15時必着
参加資格の確認結果通知	8月5日（火）
企画提案書の提出期限	8月20日（水）15時必着
選考結果通知	8月29日（金）

##### (2) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、次により質問書（様式1）を提出すること。

- ア 提出期限 令和7（2025）年7月29日（火）15時  
イ 提出場所 2（5）  
ウ 提出方法 電子メール  
エ 回答期日 令和7（2025）年7月31日（木）  
オ 回答方法 質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページに掲載する。  
カ 留意事項 本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

##### (3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書（様式2）及び公募型プロポーザル参加資格確認書等（様式3-1、様式3-2）を提出すること。

- ア 提出期限 令和7（2025）年8月4日（月）15時  
イ 提出場所 2（5）  
ウ 提出方法 持参、書留郵便又は電子メール  
※郵便又は電子メールの場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。  
エ 提出書類  
・参加表明書（様式2） 1部  
・公募型プロポーザル参加資格確認書等（様式3-1、3-2） 1部

##### オ 資格要件の確認及び企画提案書の提出要請

参加表明書の提出者について、3に規定する資格要件に基づき、参加資格の確認を行い、その結果を令和7（2025）年8月5日（火）までに電子メールにて通知する。

##### (4) 企画提案書の作成

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～ウに基づいて企画提案書を作成するこ

と。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

#### (5) 企画提案書の提出

参加者は(4)で作成した企画提案書について、次により提出すること。

ア 提出期限 令和7(2025)年8月20日(水)15時

イ 提出場所 2(5)

ウ 提出方法 持参又は書留郵便

※郵便の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出部数 7部(正本1部、副本6部)及び副本の電子媒体(DVD、USB等)

※審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区別する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

カ 本事業と類似した業務の受託実績がある場合には、その受託費等がわかる資料及び制作物の電子媒体(DVD等)を添付すること。

#### (6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属し、契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。

コ 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象

となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は提案者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、提案者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなす。

サ 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

## 5 審査方法等

### (1) 審査方法

企画提案書は、県が設置する選定委員会において、提出された企画提案書及び見積書を審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を契約候補者に選定する。ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。

また、参加者が1者だった場合には、選定委員採点の総和の平均70点以上をもって契約候補者として選定する。

### (2) 審査基準

別表「審査基準」のとおり。

## 6 審査結果の通知・公表

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等をホームページに掲載する。

## 7 契約手続等

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 契約に際し、受託者の利益相反行為を禁ずるための誓約書を提出することを求める。

## 8 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) その他担当者があらかじめ指示した事項に反した場合

別表 令和7（2025）年度とちぎの仕事魅力発信デジタルマーケティング業務 審査基準

- 1 審査項目及び各配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定し、点数の多いものから順に選定委員ごとの順位をつける。
- 3 全企画提案者の中で、各選定委員がつけた1位の数が最も多かった者を委託契約候補者とする。なお、1位の者が複数の場合は、最も得点の高かった者を委託契約候補者とする。
- 4 企画提案者が1者の場合は、選定委員採点の総和の平均70点以上をもって委託契約候補者とする。

区分		審査項目	配点
1	業務内容の理解度	(1) 本事業の背景や目的を理解した提案であるか。	10
2	企画提案の優位性	(2) 記事コンテンツが、本事業の目的を意識した上で、新規的かつ独創的なものとなっているか。	20
		(3) 広告配信の手法や広告運用計画が、目標達成に向け効果的な提案となっているか。	10
		(4) ターゲットが明確であり、ターゲットに訴求する適切な広告配信内容の提案となっているか。	10
		(5) 広告文やクリエイティブが事業目標を達成する上で適切な内容であり、広告とランディングページに親和性がある提案となっているか。	10
		(6) 広告配信及びランディングページとなるウェブサイトの分析により、事業の改善が見込まれる提案であるか。	10
		(7) その他、仕様書に記載されておらず、かつ審査上評価すべき独自の提案があるか。	5
3	企画提案の実施可能性	(8) 目標達成に向け、ツール（GoogleアナリティクスやGoogleタグマネージャー等）や広告配信が適切に設定され、広告の最適化や目標とする指標のデータが確実に取得できるものであるか。	15
		(9) 十分な類似業務の実績があり、実施体制に業務遂行能力が認められるか。	5
		(10) 業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
合計			100

【評価基準】

評価基準 配点	非常に 優れている	優れている	標準的な提案	劣っている	非常に 劣っている
5	5	4	3	2	1
10	10	8	6	4	2
15	15	12	9	6	3
20	20	16	12	8	4

- ・ 審査項目ごとに、評価基準に基づき、整数で評価を行って合計得点を算出する。